

生活者通信

生活と政治をつなぐ情報紙

No.334
2019.7.1

東京・生活者ネットワーク

発行 東京・生活者ネットワーク
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル4・5階
TEL.03-3200-9189 FAX.03-3200-9274
Eメール tokyo@seikatsusha.net
URL http://www.seikatsusha.me
発行責任者 西崎光子
定価 年間1000円・1部100円 郵便振替口座 00130-3-18417
毎月1回1日発行 1994年5月23日第三種郵便物認可

生活者ネットワーク3つのルール

1

議員は交代制(ローテーション)

生活者ネットワークの議員は、最長でも3期12年で交代します。議員を職業化・特権化せず、世代交代を進めることで参加の層を広げます。任期を終えた議員は、市民政治を広げるための活動や地域活動などに、その経験を活かします。

2

議員報酬は市民の政治活動資金に

生活者ネットワークの活動はカンパで支えられています。議員報酬は、市民の政治活動資金に活かします。お金の流れは公開し、政治資金の透明化をはかっています。

3

選挙はカンパとボランティアで

選挙は、政治に参加する入り口です。みんなでお金(カンパ)と知恵や労力(ボランティア)を出し合い、選挙を行います。

都議会ネット

■「東京都再犯防止推進計画」公表。

地域ネット

狛江ネット

みんなの居場所 流しそうめんとスイカわり
7月13日(土) ①12:00～ ②13:30～
西河原公園内プレーパーク(狛江市元和泉3-38-1/小田急線狛江駅10分) 先着100名
予約制・要申込 参加費:子ども無料、大人300円
箸かフォークとマグカップ持参
主催:みんなの居場所 申込先 090-2252-0911
(ヤマグチ)

練馬ネット

それって政治!報告会(仮)
7月20日(土) 14:30～16:00(予定)
サンライフ練馬研修室2(西武池袋線中村橋駅)
第1部・報告会 第2部・講演会
講師:大江正章(アジア太平洋資料センター共同代表) 資料代:500円 03-3993-4899

西東京ネット

映画「ナディアの誓い」上映会
7月28日(日) ①13:15～ ②15:00～(上映時間95分) プラス・ド・パスレル(西東京市泉町3-12-25パスレル保谷2階/西武池袋線保谷駅徒歩15分orバス「保谷庁舎」下車)
2018年ノーベル平和賞/国連親善大使ナディア・ムラドの決意と行動 入場料:大人1000円、子ども・学生500円 042-453-4121

武蔵野ネット

水は命を守るとりで 連続学習会
8月3日(土) 14:00～16:00 武蔵野プレイス4階フォーラム(JR武蔵駅南口)
「最後の一滴まで」上映会&トーク 講師:内田聖子(アジア太平洋資料センター共同代表)
参加費:500円/8月30日(金)14:00～16:00 かたらいの道市民スペース(JR三鷹駅北口)「武蔵野の水 今とこれから」市水道部担当者のお話、利き水体験ほか 無料
主催:運動グループ創 FAX 0422-36-3767

生活者ネットワークは東京都内34の自治体にあり、都議1人、市・区議41人の女性議員とともにそれぞれの地域課題に取りくむと同時に、市や区をこえた「東京問題」には全体で取り組んでいます。

東京を生活のまち、安心・共生・自治のまちにするために発言を続けます。

浦幌アイヌ協会(北海道浦幌町)の面々がアイヌ(アイヌのやり方)で地元の上衣にしているのは、かつて研究者によって墓地から「研究発掘」され、長らく北海道大学に留め置かれていた同族数十人の遺骨たち。奪われた遺骨へのアグセス権は国連宣言から先住権の1項だが、同協会が北海道大学からそれを取り戻すのに、数年がかりの裁判闘争が必要だった。翌朝にはイチャルバ(先祖供養の儀式)が営まれた。2018年8月、平田剛士撮影



■アイヌ新法の成立

去る4月19日、国会で「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立した。この法律で、じつに初めて「先住民族」という文言が法律に登場した。つまりこの国では、アイヌ民族が先住民族と法的に認められるまでに、明治維新以来150年もかかったということだ。

■北海道は植民地

アイヌ民族が和人に先立って、北海道を中心とした島々に居住してきたことは、歴史的に明らかである。1869(明治2)年、北海道に開拓使を置いた明治政府は北海道の開拓に乗り出した。屯田兵を送り込み、和人の移入を進めた。それと共に先住してき

■国連宣言の採択

近年、新たな変化が生まれた。2007年、国連は「先住民族の権利に関する国連宣言」を採択し、日本政府は賛成を表明した。国会では2008年に「アイヌ民族を先住民族とすること求める決議」を採択した。それに伴い、アイヌを先住民族と認める施策が論議されてきた。その結果が4月のアイヌ新法の成立につながったといえるだろう。

の結果が4月のアイヌ新法の成立につながったといえるだろう。

■先住権なき先住民

先住民族には当然ながら「先住権」という固有の権利が伴うことは、国連宣言が明記している。しかし、この度の法律には「先住民族」という文言は出てくるものの「先住権」という文言は出てこない。つまり、アイヌ民族は今も「権利なき先住民族」なのだ。

先住権とは先住する民族の自己決定権のことであり、自治権、土地権、採取・狩猟(生活)権などを指す。先住民族であるアイヌにはこれらの権利が保障されなければならない。権利の主体は歴史的に居住してきたアイヌコタン(村落共同体)にある。しかし、この度の新法はオリンピックを觀に来目する観光客などを北海道に呼ぶため白老町に建設中の「ウポポイ」の管理に関する法律になってしまった。先住権獲得をめぐるたたかいは新たな局面を迎えた。



6月15日、明治学院大学白金キャンパスを会場に開催された公開シンポジウム「先住権なき『アイヌ新法』と『アイヌ遺骨返還手続き』を問う」先住民族の声は届いたか。中央は、コーディネーターの殿平善彦さん。写真提供:コタンの会

コタンの会 <https://kotankai.jimdo.com/>

北大開示文書研究会 <http://hmjk.world.coocan.jp/>

改正児童福祉法等の成立をうけて 親・保護者の体罰禁止の法制化と 今後の課題

「先生、どうにかできませんか」

今年1月、野田市の心愛ちゃん(10歳)の必死のSOSはとどかず、悲惨な死をとげてしまった。

昨年3月には、目黒区の結愛ちゃん(5歳)も、「パパママゆるしてください」とノートに書き綴りながら虐待死してしまった。

こうした子どもたちの犠牲のうえに、ようやく世論に後押しされて政府、国会が動き、親・保護者による体罰を禁じた改正児童福祉法等が提出されて、6月19日参議院本会議において全会一致で可決成立した(来年4月施行)。親・保護者による体罰を禁止したことは、画期的な出来事であるといえるが、今後の課題は多く山積している。

第一には、まだ体罰・暴力の全面的な禁止にまで至っていないことである。全面的な禁止という場合は、まず誰を規制するのか、規制の主体が問われる。今回は児童福祉法6条に定める「保護者」の範囲内であり、昨年東京で問題となった児童養護施設内虐待等、施設内虐待の規制に関しては施設長止まり(同法47条3)であって、施設職員の規制まで至っていない。

第二に、全面的という場合は、規制の対象は、体罰、身体的な暴力にとどまらず、子どもの権利条約19条のとおり、心罰、精神的な暴力まで含めて考えるべきである。今年3月28日に成立した東京都子供虐待防止条例では、規制の対象に関

し「体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない」(同条例6条、2条7)とし、精神的な暴力も規制の対象としてきた。これを国レベルに広げることが課題となる。

第三には、再発防止にむけたシステマ的対応が不十分なことである。再発防止を図るためには、児相の制度上の改善を図ることが必須である。今回、医師・保健師配置等や児相間の情報共有や守秘義務などについて一定の前進面もあるが、児相の人的条件の改善につながる設置基準の改善が見送られ、東京都の特別区や中核市における児相設置義務化も見送られてしまった。

なお、この法律では、約6割が養育上「しつけのための体罰」を容認してきた国民意識(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン『体罰実態意識調査』報告書2018年)については十分考慮されてきたとは思えない。法的に体罰が禁止されたことについて、多くの国民、親・保護者は「動揺」を隠せないのではないか。そこでは、体罰の定義づけ(厚労省)とともに「体罰によらない養育法」が問われることになる。さらに本質的な問題を付け加えれば、親の懲戒権の見直し(2年後「規定の削除」=付帯決議)がどうしても必要である。



喜多 明人

早稲田大学教授・子どもの権利条例東京市民フォーラム代表

Information

写真展・となりの宋さん 「慰安婦」被害を訴え、生き抜いた宋神道(ソン・シンド)さんを記憶する

7月14日(日)～21日(日) 平日13:00～20:00、土日11:00～20:00(最終日～16:00) なかのZERO本館展示ギャラリー(JR中野駅南口8分) 入場無料
◇トークイベント 各回1000円・定員有・要予約 ①14日(日)14:00～同西館学習室1 / ②18日(木)19:00～同本館視聴覚ホール / ③20日(土)18:30～同西館学習室4 / ④21日(日)14:00～同西館学習室1 実行委員会090-9828-2232(7/1～21) tonari923@gmail.com https://twitter.com/SongTonarino

都心低空飛行問題シンポジウム ～計画を見直させるために今何をすべきか

7月19日(金)18:30～20:45 きゅりあん1階小ホール(JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線大井町駅) 基調講演:杉江弘(航空評論家) パネル討論 500円(18歳以下無料) 都心低空飛行問題シンポジウム実行委員会 090-6193-6969(大村) teikuu20190719@gmail.com https://ameblo.jp/haneda2019symposium

都議会REPORT

東京都の「ひきこもり」支援 青少年・治安対策本部から福祉保健局へ所管替え

東京・生活者ネットワーク都議会議員

山内れい子 [国立市・国分寺市]



東京都は、4月からの組織改編に合わせて、ひきこもり支援事業を青少年・治安対策本部から福祉保健局へ所管替えをした。高齡化長期化するひきこもり当事者・家族を孤立させない支援へ

80代の親が50代のひきこもり状態の子どもの生活を支える「8050問題」。内閣府の調査では、全国に40歳～64歳で61万人いると推定された。ひきこもり状態の長期化、高齡化、孤立している家族の深刻さが大きな社会問題となっている。ひきこもり状態になるきっかけは、不登校、就労での挫折感による退職、介護などさまざま。また、「家事手伝い」の名目に隠され、女性の把握は不十分である。

「ひきこもり」と結び付けて取り上げられる事件が報道されているが、自己責任、家族の責任へと追いやることが問題だ。どこにどう助けを求めてよいかわからずにいる当事者、家族を孤立させないためには、社会の問題として、居場所や相談窓口を自治体とともにつくる必要がある。

都がこれまで行ってきた

ひきこもり支援の対象年齢は、義務教育終了後の15歳から概ね34歳まで。所管部署が青少年・治安対策本部だったための「青少年」という年齢のしぼりだ。訪問相談の「東京都ひきこもりサポートネット」においても34歳まで。生活者ネットは対象年齢の拡大を再三要望してきた。所管替えに伴って年齢制限をなくしたことは大きな一歩だ。世代を問わず、その人に合わせた支援の充実を今後とも求めていく。

都庁の電気、再エネ8割にネットの提案が前進！

都は8月から、第1本庁舎で使う電気を100%再

生可能エネルギーにする。都庁舎全体では約8割が再エネになる。「都庁舎版RE100」と称する取り組みだ。「RE100」は、事業者が再エネ100%を宣言するもので、ネットは昨年度の「RE100」への加盟を提案した。都が再エネを積極的に使うことで、さらに再エネが広がることを期待している。

また、年内に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050年CO₂実質ゼロに向けて目標と道筋を示すとしている。今年5月には、世界の主要都市で構成する「U20メイヤーズ・サミット」が東京で開催、2050年までの再生可能エネルギー100%が共同声明に明記された。CO₂実質ゼロと再エネ100%では、微妙に意味が違っている。せっかく共同声明に明記された再エネ100%を東京戦略にも目標として盛り込むべきだ。そして、その実現のために、環境基本計画を見直し、具体的な道筋を示す必要がある。さらに積極的な取り組みを今後も求めていく。

東京・生活者ネットワークは、第25回参議院議員「比例代表」選挙にむけて、若林ともこさん(立憲民主党)、岸まきこさん(立憲民主党)の推薦を決定しました

参議院議員「比例代表」選挙

若林ともこ わかばやし・ともこ 生活者の声が響く政治を！

●1961年広島県広島市生まれ。元神奈川県議会議員、元横浜市議会議員、神奈川ネットワーク運動前事務局長。立憲民主党・参議院比例第18総支部長。 https://wakabayashitomoko.jp/



岸まきこ きし・まきこ 仲間とともに、仲間のためにともに真っすぐ！

●1976年北海道岩見沢市(旧栗沢町)生まれ。全日本自治団体労働組合(自治労)特別中央執行委員(組織対策担当)、立憲民主党参議院比例第13総支部長。 http://kishimakiko.com/



ローカルから政治を変えるチャンスに！

市民電力発電所「こだいらソーラー」新たに6号機「みどり」、7号機「よつば」を設置！



小平・生活者ネットワーク市議会議員 さとう悦子

じめとして、環境負荷の低減に取り組んでいく必要がある。特に市民発電所はたいへん誇りに感じている」との言葉がありました。

NPO法人こだいらソーラーは、2013年2月に市民出資型としていち早くソーラー市民発電所を開設。以来、設置数を増やし続け、今回6号機「みどり」、7号機「よつば」の開設となりました。民間の福祉事業所などの屋根を借り、市民が資金拠出してソーラーパネルを設置する事業です。1口10万円などの小口資金を疑似私募債という形で募ってパネルを設置し、売電収入で5年後10年後に返済するというものです。5月23日の、みどり&よつばの開所式には小平市環境部長も出席し、市長からのメッセージが代読されました。「引き続き再生可能エネルギーの導入をは

太陽光発電日本一を掲げる市との連携



左：7号機「よつば」。 右：上空から6号機「みどり」をみる

小平から、もつとエネルギーの地産地消を！

開所式には近隣の市民電力団体も多数参加されており、再生可能エネルギーを使ったまちづくりやエネルギーの地産地消、建物の断熱の有効性など興味深いお話がたくさんありました。原発に頼らない電源改革、CO₂削減の観点からも再生可能エネルギーにシフトしていくことは必須であり、さらにそのエネルギーを地産地消すれば地域の経済が豊かに回ります。市内に限らず近隣市との連携も視野に入れながら、市民発電所の次は市民による電力小売供給事業が立ち上がることを期待しています。小平市へも、新しくできるごみ焼却施設で発電した電気は、売電せずに公共施設で使いたいと思います。

温暖化防止のための省エネ啓発では、市との協働事業の経験もありますが、市・市民事業とも互いに、事業性が見極めなども含めあくまでも市民発の事業であるとのスタンスです。



6号機「みどり」が設置された社会福祉法人の前で

編集後記／今年もまた、沖縄「慰霊の日」がやってくる。1945年、じつに3カ月にわたった地上戦で約20万人(当時の沖縄県民の4人に一人)が戦死したとされる、沖縄戦の犠牲者を悼む日だ。一方、政府/総務省は「一般戦災HP」を開設(1977年～)し、「全国戦災史実調査報告書」を取りまとめた。ところが、今日に至るも、一部情報を除いて「沖縄県は対象外」となっている。沖縄戦における戦死者数とその被災実態や、沖縄戦に先立つ那覇市街地への無差別空襲の様も、政府は詳細調査の対象としないようなのだ。「アイヌ新法」の偽善・欺瞞と符合するかの、いまなお続く「差別」。それを支えているのは、私たちの社会、政府であることを知られるその日、6月23日がもう明日に迫っている。(加藤)